

議案第86号

三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、<u>第8条並びに第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整</u>)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給について、<u>他の</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、<u>第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>職務復帰後における給与等の取扱い</u>)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の<u>2</u></p>

<p>職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第 4 条第 5 項の規定により町長が規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、<u>必要な調整を行う</u>ことができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 7 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>分の 1 に相当する期間(以下この項において「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第 4 条第 5 項の規定により町長が規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、<u>昇給の場合に準じてその者の号給を調整</u>することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 7 条 育児休業法第 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
--	---

第2条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 19 条に規定する部分休業をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として別に定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 9 条に規定する部分休業をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として別に定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の三朝町職員の育児休業等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成19年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 平成19年8月1日前から引き続き育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における新条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。